

CL03

財経第 554 号

平成 22 年 2 月 26 日

財団
法人 財 務 会 計 基 準 機 構
企業会計基準委員会 御中

損 益 生 命 保 険 協 会
経 理 部 会
部会長 梅 原 真

実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」
の適用期間の満了に関する意見について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2 月 1 日に公表されました、標記意見募集に関しまして、別紙のとおり、当会としての意見を申し上げます。今後の検討におかれまして、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬白

『実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」の適用期間の満了』に対する意見について

本件に関し、平成 21 年 5 月に公表された「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」質問 7 に対し、当協会より以下の意見を提出している。

保有目的区分が現行どおり継続した場合でも、実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」は当面に限らず今後も継続すべきと考える。債券に限らず、有価証券の保有目的は投資時に決定すべきであるものの、経済・金融環境、あるいは保有者の財務状況の変化により、投資後の保有目的は遷移する可能性がある。将来の不確実性による保有目的の変化を、投資時において予見することは困難であり、保有目的区分も保有者の意図に合わせて変更されるべきと考える。保有目的の変更による影響については、注記情報を充実させることで、財務報告利用者に誤解を生じさせない取扱いが可能であると考え。

実務対応報告第 26 号は、一昨年金融市場の混乱を受け、国際会計基準審議会が「金融資産の保有目的区分の変更」（改正 IAS）を公表したこと等を踏まえた取扱いである。従って、実務対応報告第 26 号を継続しなかった場合、我が国の企業が国際的な会計基準を適用する企業との競争上、不利益を被る可能性も否定できない。金融市場の混乱が再発する可能性等も踏まえ、前述のとおり実務対応報告第 26 号を継続すべきと考えられる。

また、国際的な会計基準においては、昨年 11 月に公表された国際財務報告基準第 9 号において、ビジネスモデルを変更した場合に保有目的区分の変更を認める取扱いが示されている。今後は、これらの点も踏まえ、総合的な見直しを検討していくべきである。

以 上